

空知管内風景画像等発信事業実施要領

第1 目 的

この要領は、「赤レンガ・チャレンジ事業」の一環として空知総合振興局が実施する「空知管内風景画像等発信事業」(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定 義

- (1) この要領において「職員」とは、空知総合振興局に勤務する職員をいう。
- (2) この要領において「利用者」とは、掲載画像(事業により空知総合振興局ホームページ(以下「HP」という。)に掲載されたものをいう。以下同じ。)を利用する個人又は法人をいう。

第3 事業内容

職員が撮影した空知管内の美しい風景や個性豊かな地域資源の画像をHPで公開し、道内外へ空知地域のPRを図る。

また、職員に対し事業を周知することにより、職員が空知地域の魅力を再認識する機会を設ける。

第4 掲載画像

掲載画像は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 空知管内で撮影されたものであること。
- (2) 職員が撮影したものであること。
- (3) 著作権を行使しないものであること。
- (4) 肖像権等第三者の権利を侵害しないものであること。
- (5) 画像の利用に基づく責任はすべて利用者が負うものであること。

第5 補 則

この要領に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。